

# 一般社団法人 情報通信技術委員会 工業所有権等の取扱いについての基本指針

理 事 会

制定：平成元年 5 月 18 日

最近改正：平成 22 年 5 月 31 日

一般社団法人 情報通信技術委員会(以下「TTC」という。)において制定する TTC 標準及び TTC 仕様書(以下あわせて「TTC 標準等」という。)は、会員をはじめ電気通信に関わる多くの人々に準拠すべき標準を提供することを目的として、公正、透明な手続により作成されるものである。

本基本指針は、TTC 標準等の全部または一部を実施する上で必須の工業所有権等(工業所有権等とは特許権、実用新案権及び意匠権をいい、出願中のものを含む。以下同じ。)の取扱いを定めるものである。

## 1. 工業所有権等の取扱い

TTC は、TTC 標準等の原案内容の全部又は一部を実施するうえで必須の工業所有権等の所有者(以下「権利所有者」という。)が次の(1)又は(2)を選択するときは、当該 TTC 標準等の原案を制定・改定の対象とする。

- (1) 当該権利所有者は、当該 TTC 標準等を実施する者に対し、当該 TTC 標準等を実施する範囲において、無償で当該工業所有権等の実施を許諾する。
- (2) 当該権利所有者は、当該 TTC 標準等を実施する者に対し、当該 TTC 標準等を実施する範囲において、適切な条件の下に、非差別的に当該工業所有権等の実施を許諾する。

ただし、当該 TTC 標準等の内容の全部又は一部を実施するうえで必須の工業所有権等を所有し当該 TTC 標準等を実施する他の者が、当該権利所有者の選択する工業所有権等の取扱いとは対等でない工業所有権等の取扱いを当該権利所有者に対して主張した場合は、当該権利所有者は当該他の者を上記の(1)又は(2)の対象から除外することができる。

## 2. 責任範囲

TTC は、TTC 標準等の内容の全部又は一部を実施するうえで工業所有権等が必須であるか否かについて確認する責任はなく、また工業所有権等に係る一切の紛争に対してその責任を有しない。

## 3. 運用細則

本基本指針の細目事項については「工業所有権等の取扱いについての運用細則」として IPR 委員会で定める。

附則：（平成元年 5 月 18 日理事会制定）

附則：（平成 13 年 10 月 24 日理事会改正）

附則：（平成 14 年 3 月 28 日理事会改正）

この改正は平成 14 年 5 月 27 日から施行する。

附則：（平成 15 年 3 月 3 日理事会改正）

この改正は平成 15 年 4 月 24 日から施行する。

附則：（平成 18 年 3 月 7 日理事会改正）

この改正は平成 18 年 3 月 23 日から施行する。

附則：（平成 22 年 5 月 31 日理事会改正）

この改正は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。